

水戸地方裁判所委員会（第4回）議事概要

（水戸地方裁判所委員会事務局）

1 開催日時 平成17年5月30日（月）午後1時30分～午後4時00分

2 開催場所 水戸地方裁判所大会議室

3 出席者

（委員）

足立勇人，飯塚和之，池田數和，石渡千恵子，小林克己，佐谷道浩，
友末忠徳，中泉弘子，西村尚芳，林正彦，松本光一郎，松本治郎，
村上正子，山崎一雄（敬称略）（園部久子委員は欠席）

（事務局等）

西澤光男事務局長，林亨民事首席書記官，赤坂清貴刑事首席書記官，
田島克彦事務局次長，齋島篤刑事次席書記官，
柳谷守昭総務課長，坂本正則総務課課長補佐

4 テーマ

裁判員制度について（2）

5 配布資料

（1）水戸地裁事務局からの説明資料

ア 裁判員制度に関する広報の実情 Part2

イ 憲法週間行事

ウ 裁判所に関するアンケート集計結果

エ 新聞記事の抜粋

（2）裁判員模擬裁判ビデオについて

（3）プレゼンテーション資料

ア 裁判員制度の円滑な導入のために（裁判官委員）

イ 裁判員制度を円滑に進めるために（検察官委員）

ウ 裁判員制度レジュメ（弁護士委員）

（4）模擬裁判について（日程等）

（5）司法の窓（Vol.66）

6 議 事

（1）委員長開会あいさつ

(2) 第 3 回委員会が出された意見についての対応結果報告

柳谷守昭総務課長から，第 3 回委員会が出された意見についての対応結果の報告とともに，現在までの広報活動の状況についての報告がされた。

(3) 裁判員模擬裁判ビデオの説明

林正彦委員から，本ビデオの趣旨，収録されている各手続の概要についての説明がされた。

(4) 裁判員模擬裁判ビデオ上映

(5) プレゼンテーション

裁判官，検察官及び弁護士各委員から，裁判員裁判の円滑な導入に向けての工夫等についてプレゼンテーションがされた。

ア 裁判官委員からのプレゼンテーション

担当：林正彦委員

イ 検察官委員からのプレゼンテーション

担当：西村尚芳委員

ウ 弁護士委員からのプレゼンテーション

担当：足立勇人委員

(6) 質疑応答

各委員から，別紙のとおり，裁判員制度についての質問，意見，感想等が出された（発言者： は学識経験者委員， は裁判官委員， は委員長）。

(7) 次回テーマ及び次回期日

次回テーマは，引き続き「裁判員制度について」とすることとし，次回は，7月14，15の両日に実施予定の裁判員模擬裁判に参加又は傍聴し，次々回の7月21日（午後1時30分から）に意見交換等を行うこととなった。

(8) 委員長閉会あいさつ

(別紙)

法曹三者は公判前整理手続により事件の情報を得た上で公判に臨むことができるが、他方、裁判員に選任された者はその日のうちに公判に臨まなければならないことから、法曹三者と裁判員との間に情報格差という問題は生じないか。

公判前整理手続は、事件の争点及び証拠を整理し、公判の審理計画を立てることを目的とするものであって、その必要最小限度の範囲内で情報に接することとなるが、心証を取るためのものではないので、不当な情報格差といった問題は生じないと思われる。

ビデオの中では、裁判員の選任手続が法廷で行われていたが、その様子がまるで証人として裁判に呼び出されたような印象が残った。もっとソフトな場を作った方がよいのではないか。

ビデオの中では法廷で実施していたが、それはあくまでもひとつの試案であり、法廷で行わなければならないと決まっているわけではない。

ビデオの中で、裁判員候補者に対して「出頭」という言葉を使っていたのに対して違和感を感じた。

法律上、「出頭」という言葉を使っているが、実務上はできるかぎり使用しないようにしていきたい。

裁判員の構成で、例えば、女性の被告人の事件で、裁判員が男性ばかり選任されたときには、被告人に不利にならないか。

裁判員を選任する過程では、検察官及び弁護人に、「理由を示さない不選任の請求」が認められており、その範囲内で裁判員の構成について影響を及ぼしうることになる。

裁判員相互間において、互いの個人情報ほどの程度開示されるのか。

裁判員の個人情報の保護は重要であり、評議のために必要最小限度内にとどまるのではないか。

裁判所が広報活動に細やかに対応してきているのは分かったが、裁判員制度が始まることによって、これからの裁判はこう変わるんだというところのアピールがもっと必要ではないか。

ひとつは連日的開廷で、それと並んで裁判が分かりやすくなるという点だと思う。裁判員に何が行われているかを知ってもらうということが重要であり、評議

によって、裁判員の意見を引き出し、国民の皆さんへ受け入れてもらえるような結論を出せるかということが重要である。

重大事件で報道されているようなケースで、裁判員が報道によって影響されないような訓練が必要になるのではないか。

法廷に出された証拠がすべてであり、それに基づいて判断すべきことは、適宜裁判員に対して説明していくことになる。評議の場で法廷外の情報に基づいて議論されるようなことがあれば、証拠のみに基づいて議論すべきことを分かりやすく説明していく必要がある。

裁判員の中には、突然起きたアクシデントで出頭できなくなるという者も出てくるのが想定されるが、そのような場合にはどのように対処するのか。

あらかじめ補充裁判員を選任しておくことが考えられる。ただし、何日程度の事件に何人の補充裁判員を選任しておくのかは、今後検討しなければならない問題である。

感想であるが、裁判員制度により、被告人自身何が行われているのかが分かりやすくなるのではないかと思った。